

川崎市交通局規程第9号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

〃	〃	蟹ヶ谷
江川町	新川崎駅・南幸町二丁目	川崎駅西口
〃	日吉小学校前	新川崎駅
〃	新川崎交通広場	〃
上平間	平間駅前・三菱ふそう前	江川町
〃	小向西町	川崎駅西口
小杉駅前	下平間	川崎駅ラゾーナ広場

」

を

「

〃	〃	蟹ヶ谷
小杉駅前	下平間	川崎駅ラゾーナ広場

」

に、

「

井田営業所前	新城神社前・久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	登戸駅

を

「

井田営業所前	新城神社前・久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	登戸駅
高津		向丘遊園駅南口
井田営業所前		溝口駅前

」

に、

「

溝口駅南口	〃	〃
溝口駅前		アマゾン川崎FC

」

を

「

溝口駅南口	〃	〃
-------	---	---

」

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。